

編譯『中國歷史文獻學史述要』
——鄭樵の文獻學における業績——

曾貽芬・崔文印 原著
山口謠司・石川薰・洲脇武志 編譯

南宋の鄭樵は、會通思想の指導のもと、『通志』を完成させた。『通志』は本紀十八卷・世家三卷・列傳百十五卷・載記八卷・年譜四卷・略五十二卷の全二百卷からなる。『通志』は、實際には通史である。鄭樵は、「紀傳は、編年記事の實跡にして、自ら成規有り。智爲らざれば増し、愚爲らざれば減らす。故に紀傳に於いては、其の舊文に即し、從ひて損益す」と述べている。しかし、鄭樵『通志』の紀傳は、前人の記載に對する増減は少なく、基本的に正史の「舊文」のままであり、目立った新意はない。梁啓超が『通志』を「私たちは『通志』を讀んだが、二十略を除いては、何の價値も發見できなかった……鄭樵は大きな願望を抱いてはいたが、司馬遷の範疇の中で活動しては、松柏の大樹の下では草は伸びぬと言う通りで、鄭樵の失敗はもつともなことである。しかし、二十略だけは、不朽のものとするに足る。史學界に鄭樵がいたことは、光芒を放つ天の彗星のようである」と評價したのももつともである。二十略がこのように稱贊された理由は、二十略は鄭樵が一生の精力を注いだ研究の成果だからである。二十略は氏族・六書・七音・天文・地理・都邑・禮・諡・器服・樂・職官・選舉・刑法・食貨・藝文・校讎・圖譜・金石・災祥・昆蟲草木を含む。鄭樵は、「其の五略（原注：禮・職官・選舉・刑法・食貨）は漢唐諸儒の得て聞く所なるも、其の十五略は、漢唐諸儒の得て聞

かざる所也」と述べている。この言葉は誇張されており、不正確な部分もあるが、氏族・金石・校讎などは、確かに前代の典史にはなく、當然鄭樵が創造したものである。これらの創造により、典志の範囲を拡大し、天下の全ての知識を可能な限り網羅しようとしている。

一

『通志』二十略のうち、「藝文略」と「校讎略」は文献學史上重要な地位を占めている。前者は鄭樵の目錄學の實踐であり、後者は鄭樵が實踐を通して總括した目錄學の理論である。そのほか、「金石略」と「圖譜略」も見落としてはならない。内容から言えば、ほぼ全て、あるいは部分的に「藝文略」に含まれるが、鄭樵は單獨でこれらの項目を設けている。これは文献學において何を意味しているのか。さらに研究する必要がある。

『通志』藝文略は、『群書會記』に基づいて改編されたものである。鄭樵は、「上宰相書」の中で、『群書會記』を観れば、則ち樵の藝文志の諸史の藝文に異なるを知る」と説明している。「藝文略」は、正史中の圖書目錄としては、確かに以前のものとは大きく異なっている。まず、「藝文略」は、『漢書』藝文志のように一代の藏書の盛行を記すわけでも、『新唐書』藝文志のように一代の著述の盛行も併記するわけでもない。「藝文略」は一代にこだわることなく、「古今有無の書を總（總古今有無之書）」べている。彼は、『校讎略』編次必謹類例論六篇の中で、「藝文略」の著録範圍について、「今紀す所は、以て百代の有無を紀さんと欲す。然るに漢晉の書は最も希闊爲り、故に稍や略す。隋唐の書は今に於て近爲り、故に差や詳らかにす。崇文四庫及び民間の藏は、乃ち近代の書にして、當に一一載すべき所也」と述べている。「藝文略」を詳しく調べると、基本的にこの原則に従っている。次に分類、つまり類例である。鄭樵は、「書籍

の亡ぶるは、類例の法分たるに由る也。類例分かつたれば、則ち百家九流各おの條理有りて、亡ぶと雖も而れども亡ぶる能はざる也⁽⁶⁾、「類書は猶ほ軍を持つがとき也。若し條理有れば、多しと雖も治まる。若し條理無くんば、寡しと雖も紛す。類例は其の多きを患へざる也。多き處の術無きを患ふるのみ⁽⁷⁾」と考えている。また、『七略』の分かつ所、自ら荀簡爲り。四庫の部する所、乃ち荒唐無からんや⁽⁸⁾と考えている。つまり、以前の分類法は、六分にせよ四分にせよ、この類であれば全て彼に否定されており、彼自身はまず十二分法を用いている。つまり、經類第一・禮類第二・樂類第三・小學類第四・史類第五・諸子類第六・星數類第七・五行類第八・藝術類第九・醫方類第十・類書類第十一・文類第十二である。各類はさらに小類に分かれ、小類は種に分かれている。經類を例に挙げれば、「易」・「書」・「詩」・「春秋」・「春秋外傳國語」・「孝經」・「論語」・「爾雅」・「經解」という九つの小類に分かれており、小類はさらに種に分かれている。易類を例に挙げれば、「古易」・「石經」・「章句」・「傳」・「注」・「集注」・「義疏」・「論說」・「類例」・「譜」・「考正」・「數」・「圖」・「音」・「讖緯」・「擬易」という十六種に分かれ、書物二百四十一部、千八百九十卷を著録している。鄭樵の分類は、まず十二大類（第一位類）に分け、それから小類（第二位類）に分け、小類をさらに種（第三位類）に分けている。これは中國の分類學史上、初めて創り出されたものである。このような分類體系は、きわめて科學的なものである。鄭樵は分類するとき、「一類の書は、當に一處に集在すべく、閒する所有るべからざる也⁽⁹⁾」と強調している。こうすれば、「上に源流有り、下に沿襲有り⁽¹⁰⁾」が可能になり、そのため「類例既に分たれば、學術自ら明らかにして、以て其の先後本末具さに在り。圖譜を觀る者、以て圖譜の始む所を知るべし。名數を觀る者、以て名數の相を知るべし……其の書を睹て以て其の學の源流を知るべし……」⁽¹¹⁾となる。「藝文略」がこの點を實行していることは、事實が證明している。例えば、經類易類の「古易」は、『連山』十卷・『歸藏』三卷・『三皇太古書』三卷を著録している。ここから、いわゆる「古易經」は、この三部、計十六卷しかないことがわかる。また、易類の「石經」は、

『石經周易』十卷・『今字石經易篆』三卷・『一字石經周易』一卷を著録しており、石刻『周易』も當時三部しかなかったことがわかる。鄭樵は著録圖書に一つ一つ提要や説明を加えることに反対し続けている。彼は圖書は「應に釋すべき者有り、應に釋すべからざる者有り、一概を執りて論ずべからず」と考え、「應に釋すべき者有りて一概に釋せず、之を簡と謂ふ」、「應に釋すべき者有りて一概に之を釋す、之を繁と謂ふ」とする。残念ながら、鄭樵は、ここでは解説必要（「應に釋すべし」）なものと解説不要（「應に釋すべからず」）なものの基準を規定していない。「藝文略」を通観すると、大部分は、單に書名・卷數・作者だけを著録しており、いずれも解説必要なものに屬さない。數少ない解説必要な項目を考察すると、解説の範圍をほぼ二つに分類できることが難なく見いだせる。一つ目は「存」を記すことである。例えば、經類の易類に著録される『周易』十卷の下に、「漢曲臺長孟喜章句。隋八卷、唐十卷」と解説し、『周易』四卷の下に、「漢費直章句。費氏之學出於民間、不列學官。至唐其書始出」と解説している。二つ目は、書名と内容の解説である。例えば、『孝經』之旨、教國人とあり、小學類に著録される『三蒼』三卷の下に、「魏氏遷洛、未達華語、孝文命侯伏侯可、悉陵以夷言譯『訓纂篇』、後漢郎中賈魴作『滂喜篇』、故曰『三蒼』と解説している。以上の數例を見ると、鄭樵が解説必要とするものは、解説の内容はともかくとして、全て前代の典籍であることがわかるが、これは非常に理解しやすい。しかし、『太平御覽』・『太平廣記』・『冊府元龜』についても説明を加え、書名の變化と題材の範圍を述べている。この三部はいずれも當代に編纂されたもので、その狀況は周知の事實であり、説明を加える必要はない。とりわけ、解説する條目がきわめて少ないという狀況においては、なおさら贅言は不要である。ここから、鄭樵は解説必要と解説不要の基準を規定していないこと、解説必要にせよ解説不要にせよ、恣意性が強く、科學性に乏しいことがわかる。このように、「藝文略」は圖書一〇九一二部、計一一〇九七二卷を著録し、基本的には『漢書』藝文志・『隋書』經籍志（以上五千

卷)・『舊唐書』經籍志(約五千卷)・北宋三部の國史の『藝文志』(著錄圖書約七千卷)が著錄する圖書の總計(原注:この總計は相互の重複を除く)に相當し、收錄規模は空前絶後と言える。しかし、基本的に提要がないことにより、その價值はかなりの影響を受けているので、その點は残念である。

相對的に言えば、「校讎略」の影響ははるかに大きい。性質について言えば、「校讎略」は目錄學を研究した中國最初の理論的著作である。「校讎略」は、文獻の收集・分類・著錄などの問題を詳しく研究している。漢代の編目がまず校讎を行ったのは、簡冊時代の特殊な狀況であるが、後人はその遺制を守り、目錄を校讎と見なしていたため、「校讎略」はここから命名されたと思われる。

書物の散逸は、古代からある。そのため、孔子には「杞は證するに足らず(杞不足證)」という嘆きがあった。しかし、歴史的に見れば、多くの亡書は單に民間に散在しただけで、實際に散逸したわけではない。鄭樵は、この點をはっきり認識しており、次のように述べている。

古の書籍、上代の無き所なるも、今の民間より出ずる者有り。『古文尙書音』、唐世と宋朝とに並びに無きも、今漳州の吳氏より出ず。陸機『正訓』、隋唐二志に並びに無きも、今荊州の田氏より出ず。『三墳』は自ら是れ一種の古書にして、熙豐の間に至りて始めて野堂村校より出ず。漳州『吳氏書目』を按ずるに、算術一家に數件の古書有り、皆な三館四庫の無き所の者にして、臣已に求書類に收入す。又た『師春』二卷・甘氏『星經』二卷・『漢官典義』十卷・『京房易鈔』一卷、今世の傳ふる所の者は、皆な吳氏より出ず。應に古書の人間に散落する者勝げて計ふべきを知るべきかな。之を求むるの道未だ至らざるのみ。¹³⁾

では、どのように民間の遺書を收集するのであろうか。鄭樵は「求書八法」を提唱している。それは、一「卽類以求」、二「傍類以求」、三「因地以求」、四「因家以求」、五「求之公」、六「求之私」、七「因人以求」、八「因代以求」である。

「即類以求（類に即きて以て求む）」とは、ある分野の専門書は相應する専門家の所で探すという意味である。鄭樵は、「凡そ星曆の書は、之を靈臺郎に求む。樂律の書は、之を太常樂工に求む。靈臺の無き所は、然る後に民間の星曆を知る者を訪ふ。太常の無き所は、然る後に民間の音律を知る者を訪ふ……」⁽¹⁵⁾と例を擧げている。ほかもこれに類する。これが「即類以求」である。

「傍類以求（類に傍^そひて以て求む）」とは、ある分野の専門書は、ほかの職種の人とも關係があるため、こうした関連職種の人の中で探すという意味である。例えば、「凡そ性命道德の書、以て之を道家に求むべし。小學文字の書、以て之を釋氏に求むべし。『素履子』・『玄真子』・『尹子』・『鬻子』の如きの類は、道家に皆な有り。『蒼頡篇』・『書籀手鑑』・郭彥『音訣圖』・『字母』の如きの類は、釋氏に皆な有り。『周易』の書は卜筮家に藏せらるること多し。『洪範』の書は、五行家に藏せらるること多し。且つ邢璣『周易略例正義』の如きは、今『道藏』に之有り。京房『周易飛伏例』は、卜筮家に之有り。此を以て類に傍ひて以て求むと謂ふ⁽¹⁶⁾」である。

「因地以求（地に因りて以て求む）」とは、地方文獻に屬す書物は、當地で探すという意味である。例えば、『孟少主實錄』、蜀中に必ず有り。『王審知傳』、閩中に必ず有り。『零陵先賢傳』、零陵に必ず有り。『桂陽先賢贊』、桂陽に必ず有り。……『茅山記』必ず茅山觀に見ゆ。『神光聖跡』必ず神光寺に見ゆ。此の如きの類、地に因りて以て求むべし⁽¹⁶⁾」とある。

「因家以求（家に因りて以て求む）」とは、その文獻の作者の子孫の所や故郷で探すという意味である。例えば、『錢氏慶系圖』、以て忠懿王の家に求むべし。『章子家譜』、申公の後に求むべし。黃君俞『尚書關言』亡ぶと雖も、君俞の家は興化に在り。王棐『春秋講義』亡ぶと雖も、棐の家は臨漳に在り。徐寅『文賦』、今莆田に之有り、其の家莆田に在るを以てなり。『潘佑文集』、今長樂に之有り、其の後長樂に居するを以てなり⁽¹⁷⁾とある。これが「因家以求」である。

「求之公（之を公に求む）」とは、官府で探すという意味である。例えば、「禮儀の書・祠祀の書・斷獄の書・官制の書・版圖の書、今官府に兵火を経ざるの處有れば、其の處に必ず存する者有り、此を之を公に求むと謂ふ」とある。

「求之私（之を私に求む）」とは、民間で探すという意味である。鄭樵は、「書 祕府に存せざるも、民間より出づる者甚だ多し。漳州の吳氏の如きは、其の家甚だ微にして、其の官甚だ卑きも、然れども一生文字間にあり、老に至るも休まず、故に得る所の書は無き所を蓬出する者多し。藏書の家を兼ね、例として兩目錄有り。人に示す所以の者は、未だ嘗て異書を載せず。若し人に與して誠を盡し禮を盡すに非ざれば、彼肯て其の祕する所を出ださんや」と述べている。ここから、民間での求書は決して簡單ではないが、重要な手段であることがわかる。

「因人以求（人に因りて以て求む）」とは、ある人が名家の舊藏書を所藏していたら、その來歴を調べ、これら舊藏書の行方を探すという意味である。鄭樵は、「郷人の李氏、曾て和州に守たりて、其の家或いは沈氏の書を有す。前年進む所の楮方回『清慎帖』もて、百匹兩を賜ふを蒙る。此れ則ち沈家の舊物也。郷人の陳氏、嘗て湖北監司爲りて、其の家或いは田氏の書を有す。臣嘗て其の『荊州田氏目錄』有るを見るに、若し其の官守を跡ぬれば、由りて來たる所を知り、容に或いは有るべし。此を人に因りて以て求むと謂ふ」と述べている。

「因代以求（代に因りて以て求む）」とは、時代の遠近によって書物を探すという意味である。一般的に言えば、「書の求め難きは、其の久遠にして迹ぬべからざるが爲也。若し近代人の手より出づれば、何の求むべからざること之れ有らん」である。つまり、時代が近い人の著作は努力さえすれば入手できないものはない、ということである。

鄭樵のこの「求書八法」は、異なる角度から求書を論じており、勝手に想像したという可能性はない。これは鄭樵が一生の求書の経験を總括したものである。彼は「與景章兄投宇文樞密書」の中で、「家貧しくして典籍無く、人家に書有るを聞けば、直ちに其の門に造りて讀むを求め、其の容否を問はずして、讀み已めば則ち罷め、去住するに曾て情を吝

かにせず⁽²²⁾」と述べている。このため、彼は求書の大變さをよく知っており、彼の八法も確實に經驗済みの有効な方法なのである。

同時に鄭樵は、求書は個人の方だけでは微々たるものであるため、「求書遣使校書久任（書を求むるに使を遣はして書を校するに久しく任ず）」と主張している。つまり、國家は求書の官を設け、彼らを民間に派遣して求書を行い、さらに國家は校讎の官を設け、彼らを長期間、専門職に就けてその分野の専門家にする必要があるということである。これは文獻を収集する上できわめて有益である。鄭樵は、「漢 挾書の律を除き、獻書の路を開くこと久し。成帝の時に到りて、謁者の陳農を遣はして遺書を天下に求めしめ、遂に『七略』の藏有り。隋の開皇の間、奇章公（補注：牛弘のこと）遣を分け人をして異本を搜訪せしむるを請ひ、後に嘉則殿書を藏すること三十七萬卷なり。祿山の變、尺簡に存する無きも、乃ち苗發等に命じて江淮に使い括訪せしめ、文宗朝に至りて、遂に十二庫の書有り。唐の季年、猶ほ監察御史を諸道に遣はして遺書を搜求せしむ。古人の書を求むること廣からんことを欲し、必ず官を遣れば、然る後に山林藪澤以て遺無かるべきを知る⁽²³⁾」と述べている。ここから、鄭樵の「書を求むるに使を遣はず」が歴史的經驗の總括であることがわかる。「書を校するに久しく任ず」については、司馬遷父子や劉向父子などを例に挙げ、「若し圖書の備、文物の興を欲せば、則ち校讎の官豈に其の任を久しくせざらんや⁽²⁴⁾」と考えている。その職を長く司ることにより學問は専門化され、校讎は専門の學問になることは明らかであるが、これは、文獻を保存・整理する上できわめて重要なことである。求書の過程で特に注意すべき點は、「名は亡ぶも實は亡びず（名亡而實不亡）」という書の存在である。これには三つの狀況が存在する。第一に、ある書物がもともとほかの書物に基づいて編纂されているために、前書が散逸しても後書が全て残っていれば、その書物が實際には無くなっていない場合である。『文言例』を例に挙げれば、この書物は散逸したが、『周易』は全て残っている。……また、『三禮目錄』は散逸したが、これらを『三禮』から取ることができる。

『十三代史目録』は散逸したが、これらを十三代史から取ることができる……。第二に、すでに他書に収録されているため、散逸しても実際には無くなっていない場合である。例えば、『名醫別録』は、陶隱居がすでに『本草』に収録している。『季氏本草』は散逸したが、唐慎微がすでに『證類』に収録している。……また、張頴『禮粹』は崔靈恩『三禮義宗』から出ており、崔靈恩『三禮義宗』があれば、張頴『禮粹』は散逸していない。第三に、一書の内容が他書に含まれる場合である。例えば、『洪範五行傳』があれば、『春秋災異應錄』が無くても問題ない。また、丁副『春秋三傳同異字』は、杜預『釋例』に見える。これらは全て「名亡而實不亡」（名は亡ぶも實は亡びず）と稱することができる。

鄭樵の書物の亡・不亡論は、多くが實用的な視點を出發點としている。しかし、實際には、一書が他書に収録される場合を除き、ほかの二つの狀況は大いに検討する餘地がある。確かに『三禮目録』はこれを「三禮」から取ることができ、『十三代史目録』はこれを十三代史から取ることができて、現存するこうした書物から散逸した書物の大體の内容を推測できる。しかし、そこからこのような書物は「名は亡ぶも實は亡びず」であるという結論を出すことは、ほぼ不可能である。まさしく章學誠が、「今按ずるに、『三禮正義』を以て其れ鄭氏『目録』を援引するも、劉向の篇次と同じからざること多く、是れ當に日に必ず説有るべきも、今見るを得ざる也。豈に之を『三禮』より取ると曰ふべけんや」と述べる通りである。しかも『十三代史目録』は、『通志』藝文略の記載によれば、宗諫の十卷・殷仲茂の三卷という二家ものしかない。章學誠は、「詳略は此の如く同じからず、其の中にも亦た必ず説有り。豈に之を十三代史より取るものと曰ふべけんや」と述べており、章氏の指摘が道理に合っていることは疑いない。

文献と典籍は何故散逸するのか。鄭樵はこれを「秦火」（補注：秦の焚書）のせいにする説に反對し、「蕭何 咸陽に入り、秦の律令圖書を收めれば、則ち秦も亦た未だ嘗て書籍無からざる也。其の焚く所の者は、一時の閒事なるのみ」と述べている。したがって、彼は書籍の散逸は、「秦人之を亡ぼすに非ず、學者自ら之を亡ぼすのみ（非秦人亡之也、學

者自亡之耳」と考え、次のように述べている。

學の傳はらざるは、書の明らかならざるが爲也。書の明らかならざるは、類例の分たざるが爲也。専門の書有れば、則ち専門の學有り、専門の學有れば則ち世守の能有り。人其の學を守り、學其の書を守り、書其の類を守れば、人に存没有るも、學は息まず、世に變故有るも、書は亡びず。今の書を以て古の書を校するに、百に一存無し、其の故は何ぞや。士卒の亡ぶるは、部伍の法の明らかならざるに由る也。書籍の亡ぶるは、類例の法の分たざるに由る也。類例分てば則ち百家九流に各おの條理有り、亡ぶと雖も而れども亡ぶ能はざる也。巫醫の學も、亦た存没を経るも學は息まず。釋老の書も、亦た變故を経るも書は常に存す。漢の易書を觀るに甚だ多きも、今傳はらず、惟だ卜筮の易のみ傳はる。法家の書も亦た多きも、今傳はらず、惟だ釋老の書のみ傳はる。彼の異端の學能く其の書を全くするは、之を専らにすればなりと謂へり。⁽²⁸⁾

ここで言う「類例」とは、圖書の分類である。彼は、分類が不明確、つまり書の類例が不明である場合、學問の専門化が妨げられて「世守の能」が失われ、書物の散逸は避けられないと考えている。このような認識に基づき、鄭樵は古今の書目を非難している。特に『七略』と『漢書』藝文志を厳しく批判し、「……惟だ劉向父子校する所の經傳・諸子・詩賦、冗雜にして明らかならずして、語言を采るを盡すも、圖譜を存せず。劉氏章句の儒に縁れば、胸中元より倫類無し。班固其の失を不知、是の故に後世書を亡ぼすこと多きも、學者源別を知らず⁽²⁹⁾」と述べている。『漢書』藝文志については、『七略』疏と雖も濫ならず、若し班氏歩趨として、『七略』を離れざれば、未だ其の失を見ざる也。開ま『七略』の無き所にして班氏の雜出する者有れば、則ち躓く⁽³⁰⁾」とさらに厳しく述べ、そのため、班固は「初め獨斷の學無く、惟だ他人に依縁して以て門戸を成すのみ」と誇っている。このような過分な非難について、清代の學者である章學誠は大々的に反駁し、『七略』・『別錄』の書久しくして已に傳を失し、推すべき所の者は、獨り班固の『藝文』一志

のみなるも、樵書して首めに班固を譏る。凡そ推論する所、班氏の業に渉る者有るも、皆な貶駁の辭を爲すに過ぐ。蓋し樵『通史』を爲り、固は則ち斷代を書と爲す。兩家の宗旨、昔目り殊異なれば、所謂道同じからざれば相ひ爲に謀らずにして、怪むに足る無き也⁽³²⁾、「然るに班劉の異同、樵も亦た未だ嘗て深考せず、但だ班固の揚雄一家を續入し、倫類を分かつたるを譏るのみ。其の劉氏の遺法、樵固より未だ嘗て討論せずして、班氏の得失、樵の議も亦た未だ其の平允を得ず。夫れ劉『略』・班『志』、乃ち千古の著録の淵源にして、樵『校讎』の略を著すに疏忽を免れざることは是の如し。蓋し創始する者は功を爲し難きのみ。今諸家の著録を較正せんと欲すれば、當に自ら劉『略』・班『志』を權輿と爲すべき也⁽³³⁾」と述べている。實際、劉向・劉歆父子による圖書の著録は、決して甲乙の分類だけが目的ではない。章學誠は、「如し徒だ甲乙部の次計のみを爲せば、則ち一掌故令史もて足れり。何ぞ父子の世業を用ひ、閱年一紀にして、僅かに乃ち業を卒するか⁽³⁴⁾」と述べている。劉氏父子の目的は、「流別を部次し、大道を申明し、九流百氏の學を敘列し、之を繩貫珠聯し、歛逸を無少らなしめ、人の類に即して書を求め、書に因りて學を究めんとするを欲す。理に互通有り、書に兩用する者有るに至りては、未だ嘗て兼收併載せずんばあらず。初めて重復を嫌と爲さず、其の甲乙部次の下に於いて、但だ互注を加へ、以て稽檢に便ならしむのみ⁽³⁵⁾」という。さらに、「古人最も家學を重んず。一家の書を敘列するに、凡そ此の一家の學に渉る者有れば、究源至委せざるは無く、其の流別を竟^きむるは、所謂著作の標準、群言の折衷也⁽³⁶⁾」と強調している。しかし、鄭樵は自身の見解により、古人の不明確な類例は「胸に倫類無し」と非難しており、古人に無實の罪を着せているという感は免れない。彼の『太玄』は當に易類に歸すべく、『法言』は當に諸子に歸すべし(『太玄』當歸易類、『法言』當歸諸子)という言葉は、確かに正確な意見である。しかし、『樂箴』を雜家に入れるべきだと言うのは、武斷に過ぎる。何故なら、班固が『太玄』は十九、『法言』は十三、『樂』は四、『箴』は二⁽³⁷⁾と目注を付けているからである。つまり、『樂』と『箴』は二書であり、一書ではない。鄭樵が二書を一書としたのは、決して

その書物を見たことがなかったわけでも、どんな書物か知らなかったわけでもなく、無理やり分類したのである。全く馬鹿げた話である。

古人に對する鄭樵の非難は、しばしば行き過ぎてゐる。しかし、彼は當時の文化の業績を反映するため、古いしきたりに固執することなく、十二類で群書を分類し、しかも諸略を擴大してゐる。これは、彼の創始の精神を體現してゐるし、しかも圖書の具體的な著録においても、非常に價値の高い見解が多い。從來の目録は、「類書」或いは「類人」であると述べてゐる。前者は「人を以て書に類す（以人類書）」のことで、著録するとき、書名を主とし、作者を小文字で書名の下に記してゐる。後者は「書を以て人に類す（以書類人）」のことで、著録するときは人物を主とし、作者を書名の前に大文字で記してゐる。『新唐書』藝文志は「書を以て人に類す」であり、鄭樵は、「『唐志』は人を以て書の上に實くも、注を著さず、大いに相ひ妨ぐるること有り。管辰『管輅傳』三卷を作るが如きは、『唐』文を省くに、例として作字を去れば、則ち當に『管辰管輅傳』と曰ふべきも、是れ二人の共傳也。……又た李翰『張巡姚閻傳』三卷を作るが如きは、當に作字を去るべければ、則ち當に『李翰張巡姚閻傳』と曰ふべきも、是れ三人の共傳也……」と批判してゐる。鄭樵は、『唐志』の缺點に對して、圖書の著録には「人を以て書に類す」という原則、つまり書名を主として、作者をその下に記すという原則が不可缺であると提起してゐる。こうすれば、『唐志』の書名や作者が不明確であるために生じる手間を省くことができる。この原則は間違ひなく正確である。

さらに鄭樵は、圖書の著録は「名を見るも書を見ず（見名不見書）」ではいけないこと、「前を見るも後を看ず（看前不看後）」というように勝手に分類してはいけないことを指摘し、「尉繚子」は兵書也。班固以て諸子類と爲し、雜家に實く。此を之を名を見るも書を見ずと謂ふ。『隋』『唐』之に因り、『崇文目』に至りて始めて兵書類に入る。顏師古『刊謬正俗』を作り、乃ち經史を雜記し、惟だ第一篇のみ『論語』を説く。而れども『崇文目』以て論語類と爲す。此を之

を前を見るも後を看すと謂ふ⁽³⁵⁾と述べている。これは、圖書を著録するときに不可欠な事實確認の原則であり、名稱による實質の判断といい加減な處理に反對している。この原則に従えば、著録の誤りの減少を保證することができる。

目錄を編纂する時、書物を見落としてはならないというのは、圖書の著録に關する鄭樵の意見である。彼は「書の亡び易きも、亦た校讎の人の職を失するが故に由る也。蓋し編次の時、其の名帙を失ふ。名帙既に失へば、書安くにか亡ばざるを得んや⁽⁴⁰⁾」と述べている。『新唐書』藝文志「天文類」には星の書はあるが日月風雲氣候の書はないという例を挙げ、「豈に唐朝にして風雲氣候の書無きこと有らんや。編次の時之を失す」と詰問している。また、『崇文總目』には風雲氣候の書はあるが日月の書はないという例を挙げ、「豈に宋朝にして日月の書無きこと有らんや。編次の時失すること有り⁽⁴¹⁾」と詰問している。この主張は、先に述べた意見と關連しているが、全く異なるものである。何故なら、目錄を編纂する時、書物を見落とさないためには、眞劍かつ適切に處理するほか、總體的な觀念と全體的な認識を必要とするからである。文化の諸分野を把握すれば、全面的な著録が保證され、いかなる分野も見落とすことはない。

「編次するに必ず」書を記す（編次必記「書」）は、圖書の著録に關する鄭樵の特に重要な意見である。その重要性は、決して意見として提出された點にあるのではない。何故なら、「古人書を編するに皆な其の亡闕を記す、仲尼『書』を定むるに、逸篇具さに載する所以なり。王儉『七志』を作り、已にして又た劉氏『七略』及び二漢『藝文志』・魏『中經簿』の闕く所の書を條して一志と爲す。……⁽⁴²⁾」からである。鄭樵が「編次するに必ず」書を記すを求めた目的は、單なる篇章の補完ではなく、以後の求書のために基盤を作ることである。彼は「唐自り以前、書籍の富むは、亡闕の書繋る所有るが爲にして、故に本の繋る所を以て求むべし。所以に書或いは前に亡ぶも後に備はり、彼より出でずして此より出づ⁽⁴³⁾」と言う。同時に、「編次するに必ず」書を記す⁽⁴⁴⁾は、歴史文獻の姿を全面的に示すことができ、この見解の重要性をさらに説明している。

鄭樵の「校讎略」は、「秦不絕儒學論二篇」など二十一題のみで、文章はわずか數千言で、長編には程遠い。しかし、行間からは苦しさが滲み出し、各題はいずれも自らの目錄學實踐の經驗を總括している。とりわけ、文獻の收集・分類・著録の分野において提起した原則は、しばしば前人が言及しないことを述べており、目錄學と文獻學の理論的な著作として、その功績は明らかである。

二

「藝文略」のほかに、鄭樵は「圖譜略」と「金石略」を撰し、圖譜と金石文字を専門に著録している。鄭樵がこの二略を單獨に設けた理由について、「藝文略」がこの二略の内容を収録するのが難しいためと推測する人もいる。しかし、實際にはそうではない。例えば、「藝文略」の諸經と史部は圖譜を収録しており、しかも「圖譜略」とは相違がある。また、「藝文略」の傳記中の祥異にも、『地動圖』や『瑞應翎毛圖』などがあるが、これらもまた「圖譜」である。そのほか、「藝文略」經部は、『一字石經周易』一卷・『三字石經尚書古篆』三卷・『今字石經鄭玄尚書』八卷などを著録しており、これは全て金石の範圍に屬している。したがって、「藝文略」は、「圖譜」と「金石」の内容を全て収録するのは不可能だが、少なくとも部分的に収録できる。ならば、鄭樵による「圖譜」と「金石」二略の設立には、さらに深い意味が存在するはずである。

河は圖を出し、洛は書を出す、というように、古來より圖と書は併稱されていた。漢代の任宏は兵書の校勘を命じられると、兵書五十三家を校定した。その中には、圖が四十三卷ある。劉宋・南齊の間、王儉が『七志』を作ると、「圖譜志」を設けた。したがって、圖譜を單獨に一略としたのは、決して鄭樵の創始ではない。しかも、「圖譜略」は一卷

には足らず、著録する圖譜は、合計で三百種にも満たない。とりわけ、一部の小類、例えば「孝經類」には『應瑞圖』しかなく、「刑法類」には『五刑傍通圖』しかなく、「論語類」にいたっても、『井田義圖』と『論語世譜』の二種しかない。ほかの類も多くは一、二種類しか著録していない。しかも、元豊年間に呂大防が『韓文公集年譜』と『杜工部年譜』を撰述し、すでに譜學を學術研究の領域に引き入れ、譜學は年譜という形式で再興した。しかし、「圖譜略」は何も反映していない。では、鄭樵が「圖譜略」を設けた意圖は何であろうか。

鄭樵は圖譜の作用を強調し、「若し天下の事業を成さんと欲すれば、未だ圖譜無くして世に行ふべき者有らず」とさえ述べ、さらに、「圖譜の學を以て傳へざれば、則ち實學盡く化して虚文と爲らん」と述べている。鄭樵のこの言は、「劉氏創意し、群書を總括し、分けて七略と爲すも、只だ書を收むるのみにして、圖を收めず」という過ちを證明し、「上は天に通ずる（上通於天）ためにほかならない。これは、彼の劉向・班固に對する學術上一貫した非難と一致している。

鄭樵が生きた北宋・南宋の時代は、靖康の變以後、宋の都であった汴京は金の南京になり、宋の高宗は杭州に避難して、杭州は臨安に改名され、南部中國の都城になった。こうした狀況が宋朝臣民の故國への念を引き起こさないわけはなかった。例えば、孟元老の『東京夢華錄』は、まさしくこうした故國喬木の作品で、汴京の繁榮を追述している。鄭樵も「圖譜略」の中で、最初に『宋朝宮闕圖』・『汴京圖』などを著録しているが、彼の故國への思いを表していることは疑いない。高宗の時、宋と金の戰爭が頻發したため、軍事的價值のある地形圖は明らかに重要なものであった。まさしく鄭樵が「圖に非ざれば以て關要を明らかにする無し」と提起した通りである。實際、宋は早くから北方の地理形勢を重視しており、宋人は遼・金に使節として赴くと、歸國した後に「語録」を上奏するのが通例であった。こうした「語録」の重要な内容の一つは、行程を述べていることである。例えば、『宣和乙巳許亢宗奉使燕雲工程錄』は、まず行

程を述べ、それから見聞と應對の狀況を述べている。また、早期に金に派遣され、金に拘留された洪皎は、『松漠紀聞』の中で、燕京から金初の都城へ向かう行程を敘述している。行程に關するこうした文章敘述は、結局、圖の直觀性や有効性には及ばない。「圖譜略」は、『大遼對境圖』・『大金接境圖』・『契丹地理圖』・『西夏賀蘭山圖』を著録しているが、これらの圖がきわめて重要な軍事的價值を持つてゐることは言うまでもない。

鄭樵は圖譜の重要性を強調しすぎてゐるが、多くの圖が文章表現の重要な補助形式であることは、客觀的な事實である。例えば、ある器物の形狀は、文章でどんなに細かく描寫しても、はつきり表現するのは難しいが、圖は簡單にこの目的に達することができる。例えば『考工記』は、もし圖がなく文章だけなら、確かにわかりにくい。漢の張衡が制作した候風地動議は、文章だけでその外形を描寫しており、内部の機械構造については、言葉が簡單すぎて意味不明である。もし、當時に圖があつたなら、この重大な科學的發明の存在を知るだけではすまなかつたであらう。鄭樵は圖譜を重視し、二十略の中に「圖譜略」を設けて圖譜を記述している。特に注目すべき點は、彼が記した圖譜が、大きく二類に分かれてゐることである。それは「記有」と「記無」で、「記無」類の數は、「記有」類をはるかに上回っている。このような著録は、人々に歴史上出現した圖譜を教え、しかも圖譜の散逸に注目するよう喚起している。これは、圖譜を保存する上で積極的な意義を持つており、鄭樵の文獻保存における貢獻を體現している。

金石學は、宋代に發生・形成された學科である。王國維は、「古器の出づること、蓋し代無くして有ること蔑なからん。隋唐以前、其の郡國山川より出づる者頗る史に見はると雖も、然れども以て之を識る者寡く、而も之を記す者復た詳らかならず。故に其の文略ぼ今に存する者は、唯だ美陽・伯山父二鼎と秦權・莽量のみ。趙宋以後、古の器物愈いよ出で、祕閣太常既に器を藏すること多く、士大夫の劉原父・歐陽永叔の如き輩も亦た古器を蒐羅し、墨本を徵求す。復た楊南仲の輩有りて之が考釋を爲り、古文の學勃然として中興す。伯時と叔復とは圖して之を釋し、政宣の間流風益ます熾さかり、

『稽史』の載せて著録する所の金文の書は三十餘家に至り、南渡の後、諸家の書猶ほ與らざること多し、盛んと謂ふべし」と述べている。金石文獻は特殊な文獻であり、それ自體も文物的價值を持った文獻である。鄭樵はこのような文獻をきわめて重視し、「方冊は古人の言語、款識は古人の面貌なり」と考えていた。彼はさらに、「今の方冊の傳ふる所の者は、已に數千萬傳の後を経て、其れ親承の道を去ること遠し。惟だ金石有り、不朽を垂る所以にして、今列して略と爲り、式瞻の道猶ほ存するに庶幾し。且つ晉人の字畫を觀れば、晉人の風猷を見るべし。唐人の書蹤を觀れば、唐人の典則を見るべし。此の道の後學 安くんぞ得て諸を捨てんや」と言っている。鄭樵は、ここで文物的價值を持つ金石文獻が方冊とは比べものにならない特徴を持っていることを強調している。

金石文獻は早くに出現したが、長い閒人々に輕視されていた。宋朝になると、次第にこうした文獻の價值が認識されるようになり、臨模・著録・考證・解釋・評論が行われ始めた。まさしく鄭樵は、金石文獻の著録を通して、金石學の宋代の發展狀況を客觀的に側面から示している。大部分の金石文獻は文物でもあるが、『藝文志』は、「書」のみ著録し、書物以外の文獻は著録していない。つまり、『藝文志』が、器物・碑刻や彫像などを著録しているはずはない。したがって、金石文獻は、『藝文志』には完全には収録されなかったため、鄭樵が「金石略」を創設したことは、この難題を上手く解決したと言える。「金石略」に著録される金石文獻は、三代・秦・漢・三國・晉・南北朝・隋・唐という年代順に並んでいる。唐代の内容は比較的多いため、まず上中下に分けてから、高宗・歐陽詢・顏眞卿というように、人物ごとに分けている。内容は、青銅器・貨幣・石鼓・碑刻を含み、そのうち碑刻が多い。青銅器と貨幣の著録は、單に器物と貨幣の名稱を著録すだけで、その上に彫刻されている文字を記していない。しかし、碑刻の著録は、碑の題目を著録するほか、多くに小注があり、年代・地點・撰者・書家を注釋している。注目すべき點は、多くの碑刻の下に「未詳」という注が加えられていることである。これらの注を全體的に見ると、宋代のこうした碑刻研究の概況を反映できていること

がわかる。鄭樵は各金石文獻を具體的に研究してはいないが、當時の金石文獻の収集と著録に注目しており、金石學の發展を促す役割を果たしている。

注

- (1) 『通志』總序「紀傳者、編年記事之實跡、自有成規。不爲智而增、不爲愚而減。故於紀傳、卽其舊文、從而損益。」
- (2) 吾儕讀『通史』一書、除二十略外、竟不能發見其有何等價值……樵雖抱宏願、然終是向司馬遷圈中討生活、松柏之下、其草不植、樵之失敗宜也。然僅二十略、固自足以不朽。史界之有樵、若光芒竟天之一彗星焉。(梁啟超『中國歷史研究法』「過去之中國史學界」)
- (3) 『通志』總序「其五略漢唐諸儒所得而聞、其十五略、漢唐諸儒所不得而聞也。」
- (4) 觀『群書會記』、則知樵之藝文志異乎諸史之藝文。
- (5) 今所紀者、欲以紀百代之有無。然漢晉之書最爲希闕。故稍略。隋唐之書於今爲近。故差詳。崇文四庫及民間之藏、乃近代之書、所當一一載也。
- (6) 『通志』「校讎略」編次必謹類例論六篇「書籍之亡者、由類例之法不分也。類例分、則百家九流各有條理、雖亡而不能亡也」。
- (7) 同上「類書猶持軍也。若有條理、雖多而治。若無條理、雖寡而紛。類例不患其多也。患處多之無術耳」。
- (8) 同上「七略」所分、自爲苟簡。四庫所部、無乃荒唐」。
- (9) 『通志』「校讎略」編次之訛論十五篇「二類之書、當集在一處、不可有所間也」。
- (10) 『通志』「校讎略」編次必記亡書論三篇「上有源流、下有沿襲」。
- (11) 『通志』「校讎略」編次必謹類例論六篇「類例既分、學術自明、以其先後本末具在。觀圖譜者、可以知圖譜之所始。觀名數者、可以知名數之相……睹其書可以知其學之源流……」。
- (12) 『通志』「校讎略」書有應釋論一篇「有應釋者、有不應釋者、不可執一概而論」、「有應釋者而一概不釋、謂之簡」、「有不應釋者而一概釋之、謂之繁」。
- (13) 『通志』「校讎略」亡書出於民間論一篇「古之書籍、有上代所無、而出於今民間者。『古文尙書』、唐世與宋朝並無、今出於漳州之吳氏。陸機『正訓』、隋唐二志並無、今出於荊州之田氏。『三墳』自是一種古書、至熙豐間始出於野堂村校。按漳州『吳氏

書目、算術一家有數件古書、皆三館四庫所無者、臣已收入求書類矣。又『師春』二卷、甘氏『星經』二卷、『漢官典義』十卷、『京房易鈔』一卷、今世之所傳者、皆出吳氏。應知古書散落人間者可勝計哉。求之道未至耳。

(14) 『通志』「校讎略」求書之道有八論九篇、凡星曆之書、求之靈臺郎。樂律之書、求之太常樂工。靈臺所無、然後訪民間之知星曆者、太常所無、然後訪民間之知音律者……」

(15) 同上「凡性命道德之書、可以求之道家。小學文字之書、可以求之釋氏。如『素履子』·『玄真子』·『尹子』·『鬻子』之類、道家皆有。如『蒼頡篇』·『書籠手鑑』·郭彥『音訣圖』·『字母』之類、釋氏皆有。『周易』之書多藏於卜筮家。『洪範』之書、多藏於五行家。且如邢瑋『周易略例正義』、今『道藏』有之。京房『周易飛伏例』、卜筮家有之。此以謂傍類以求。

(16) 同上「孟少主實錄」、蜀中必有。『王審知傳』、閩中必有。『零陵先賢傳』、零陵必有。『桂陽先賢贊』、桂陽必有。……『茅山記』必見於茅山觀。『神光聖跡』必見於神光寺。如此之類、可因地以求。

(17) 同上「錢氏慶系圖」、可以求於忠懿王之家。『章子家譜』、可求於申公之後。黃君俞『尚書關言』雖亡、君俞之家在興化。王棐『春秋講義』雖亡、棐之家在臨漳。徐寅『文賦』、今莆田有之、以其家在莆田。『潘佑文集』、今長樂有之、以其後居長樂。

(18) 「禮儀之書·祠祀之書·斷獄之書·官制之書·版圖之書、今官府有不經兵火處、其處必有存者、此謂求之公。」

(19) 同上「書不存於祕府、而出於民間者甚多。如漳州吳氏、其家甚微、其官甚卑、然一生文字間、至老不休、故所得之書多逢出所無者。兼藏書之家、例有兩目錄、所以示人者、未嘗載異書。若非與人盡誠盡禮、彼肯出其所祕乎。」

(20) 同上「鄉人李氏、曾守和州、其家或有沈氏之書。前年所進楮方回『清慎帖』、蒙賜百匹兩。此則沈家舊物也。鄉人陳氏、嘗爲湖北監司、其家或有田氏之書。臣嘗見其有『荊州田氏目錄』、若跡其官守、知所由來、容或有焉。此謂因人以求。」

(21) 同上「書之難求者、爲其久遠而不可迹也。若出近代人之手、何不可求之有。」

(22) 「夾漈遺稿」卷二「家貧無典籍、聞人家有書、直造其門求讀、不問其容否、讀已則罷、去住曾不吝情。」

(23) 「通志」「校讎略」求書遣使校書久任論一篇「漢除挾書之律、開獻書之路久矣。到成帝時、遣謁者陳農求遺書於天下、遂有『七略』之藏。隋開皇間、奇章公請分遣使人搜訪異本、後嘉則殿藏書二十七萬卷。祿山之變、盡備無存、乃命苗發等使江淮括訪、至文宗朝、遂有十二庫之書。唐之季年、猶遣監察御史諸道搜求遺書。知古人求書欲廣、必遣官焉、然後山林藪澤可以無遺。」

(24) 同上「若欲圖書之備、文物之興、則校讎之官豈可不久其任哉。」

(25) 「校讎通義」補鄭「今按、以『三禮正義』其援引鄭氏『目錄』、多與劉向篇次不同、是當日必有說、而今不得見也。豈可曰取之『三禮』乎。」

(26) 同上「詳略如此不同，其中亦必有說。豈可曰取之十三代史而已乎」。

(27) 「通志」「校讎略」秦不絕儒學論一篇，蕭何入咸陽，收秦律令圖書，則秦亦未嘗無書籍也。其所焚者，一時閒事耳」。

(28) 「通志」「校讎略」編次必謹類例論六篇「學之不傳者，爲書之不明也。書之不明者，爲類例之不分也。有專門之書則有專門之學，有專門之學則有世守之能。人守其學，學守其書，書守其類，人有存沒，而學不息，世有變故，而書不亡。以今之書校古之書，百無一存，其故何哉。士卒之亡也，由部伍之法不明也。書籍之亡也，由類例之法不分也。類例分則百家九流各有條理，雖亡而不能亡也。巫醫之學，亦經存沒而學不息。釋老之書，亦經變故而書常存。觀漢之易書甚多，今不傳，惟卜筮之易傳。法家之書亦多，今不傳，惟釋老之書傳。彼異端之學能全其書者，專之謂矣」。

(29) 「通志」「校讎略」編書不明分類論三篇……惟劉向父子所校經傳，諸子·詩賦，冗雜不明，盡采語言，不存圖譜。緣劉氏章句之儒，胸中元無倫類。班固不知其失，是故後世亡書多，而學者不知源別」。

(30) 「通志」「校讎略」編次不明論七篇「七略」雖疏而不濫，若班氏步步趨趨，不離於「七略」，未見其失也。聞有「七略」所無而班氏雜出者，則蹟矣」。

(31) 「通志」「校讎略」編書不明分類論三篇「初無獨斷之學，惟依緣他人以成門戶」。

(32) 「校讎通義」自序「七略」·「別錄」之書久已失傳，所可推者，獨班固「藝文」一志，而樵書首譏班固。凡所推論，有涉於班氏之業者，皆過爲駁之辭。蓋樵爲「通史」，而固則斷代爲書。兩家宗旨，自昔殊異，所謂道不同不相爲謀，無足怪也」。

(33) 「校讎通義」補校漢書藝文志，然班劉異同，樵亦未嘗深考，但譏班固續入揚雄一家，不分倫類而已。其劉氏遺法，樵固未嘗討論，而班氏得失，樵議亦未得其平允。夫劉「略」·班「志」，乃千古著錄之淵源，而樵著「校讎」之略不免疏忽如是。蓋創始者難爲功爾。今欲較正諸家著錄，當自劉「略」·班「志」爲權輿也」。

(34) 「校讎通義」互著「如徒爲甲乙部次計，則一掌故令史足矣。何用父子世業，閱年一紀，僅乃卒業乎」。

(35) 同上「部次流別，申明大道，敍列九流百氏之學，使之繩貫珠聯，無少缺逸，欲人卽類求書，因書究學。至理有互通，書有兩用者，未嘗不兼收併載。初不以重複爲嫌，其於甲乙部次之下，但加互注，以便稽檢而已」。

(36) 同上「古人最重家學。敍列一家之書，凡有涉此一家之學者，無不究源至委，竟其流別，所謂著作之標準，群言之折衷也」。

(37) 「校讎通義」鄭樵誤校漢志「太玄」十九、「法言」十三、「樂」四、「箴」二」。

(38) 「通志」「校讎略」不類書而類人論三篇「唐志」以人實於書之上，而不著注，大有相妨。如管辰作「管輅傳」三卷，「唐」省文，例去作字，則當曰「管辰管輅傳」，是一人共傳也。……又如李翰作「張巡姚閔傳」三卷，當去作字，則當曰「李翰張巡姚閔傳」，

是三人共傳也……」。

- (39) 『通志』「校讎略」見名不見書論一篇『尉繚子』兵書也。班固以爲諸子類、實於雜家。此之謂見名不見書。『隋』『唐』因之、至『崇文目』始入兵書類。顏師古作『刊謬正俗』乃雜記經史、惟第一篇說『論語』。而『崇文目』以爲論語類。此之謂看前不看後。
- (40) 『通志』「校讎略」編次失書論五篇、書之易亡、亦由校讎之人失職故也。蓋編次之時、失其名帙。名帙既失、書安得不亡也。
- (41) 同上、豈有唐朝而無風雲氣候之書乎。編次之時失之矣、豈有宋朝而無日月之書乎。編次之時有失矣。
- (42) 『通志』「校讎略」編次必記亡書論三篇、古人編書皆記其亡闕、所以仲尼定『書』、逸篇具載。王儉作『七志』、已又條劉氏『七略』及二漢『藝文志』、魏『中經簿』所闕之書爲一志。……」。
- (43) 『通志』「校讎略」編次必記亡書論三篇、自唐以前、書籍之富者、爲亡闕之書有所繫、故可以本所繫而求。所以書或亡於前而備於後、不出於彼而出於此。
- (44) 『通志』「圖譜略」素象、若欲成天下之事業、未有無圖譜而可行於世者。
- (45) 『通志』「圖譜略」原學、以圖譜之學不傳、則實學盡化爲虛文矣。
- (46) 『通志』「圖譜略」素象、劉氏創意、總括群書、分爲七略、只收書、不收圖。
- (47) 『通志』「圖譜略」明用「非圖無以明關要」。
- (48) 『觀堂集林』宋代金文著錄表序「古器之出、蓋無代而廢有。隋唐以前、其出於郡國山川者雖頗見於史、然以識之者寡、而記之者復不詳。故其文之略存於今者、唯美陽·伯山父二鼎與秦權莽量而已。趙宋以後、古器物愈出、祕閣太常既多藏器、士大夫如劉原父·歐陽永叔輩亦蒐羅古器、徵求墨本。復有楊南仲輩爲之考釋、古文之學勃然中興。伯時與叔復圖而釋之、政宣之閒流風益熾、『籀史』所載著錄金文之書至三十餘家、南渡後諸家之書猶多不與焉、可謂盛矣」。
- (49) 『金石略』序「方冊者古人之言語、款識者古人之面貌」。
- (50) 『金石略』序「今之方冊所傳者、已經數千萬傳之後、其去親承之道遠矣。惟有金石、所以垂不朽、今列而爲略、庶幾式瞻之道猶存焉。且觀晉人字畫、可見晉人之風猷。觀唐人書蹟、可見唐人之典則。此道後學安得而舍諸」。